

道 民 意 見 提 出 手 続 の 意 見 募 集 要 領

令和元年（2019）年9月11日

- 1 計画等の案の名称
北海道受動喫煙の防止に関する条例（仮称）の基本的な考え方
- 2 参考資料の名称
北海道受動喫煙の防止に関する条例（仮称）の基本的な考え方の概要
- 3 計画等の案及び参考資料の入手方法
 - (1) 北海道のホームページ（保健福祉部健康安全局地域保健課ホームページ）への掲載
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/kak/zyudoukituentaisaku-pabukome.htm>
 - (2) 以下の場所での閲覧及び配付
 - ア 北海道保健福祉部健康安全局地域保健課（道庁6F）
 - イ 北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター（道庁別館3F）
 - ウ 各総合振興局及び各振興局（石狩振興局を除く）の行政情報コーナー
 - エ 各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室企画総務課及び地域保健室企画総務課
- 4 意見等の募集期間
令和元年（2019年）9月11日（水）～令和元年（2019年）10月10日（木）
※ 郵便の場合は当日消印有効

- 5 意見等の提出方法及び提出先
 - (1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道保健福祉部健康安全局地域保健課健康づくりグループ
 - (2) ファクシミリ 011-232-2013
 - (3) 電子メール hofuku.kenkou@pref.hokkaido.lg.jp

- 6 説明会の開催
北海道受動喫煙の防止に関する条例（仮称）の基本的な考え方等についてご説明し、出席された方々からご意見を伺う説明会を次のとおり開催します。説明会の参加申込は、参加申込書裏面により、各会場の申込期日までにファクシミリまたは郵送で直接申込みいただきますよう、お願いします。

なお、意見等については、説明会の会場で提出していただいても結構です。

- (1) 地域説明会参加申込書掲載場所
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/kak/tkh/framepage/tobacco-taisaku.htm>
- (2) 開催概要

開催地	日 時	会 場	備 考
旭川	令和元年9月20日（金） 14：00～15：30	旭川市民文化会館 3階大会議室	受付13：30～
函館	令和元年9月30日（月） 14：00～15：30	函館建設会館 3階講堂	受付13：30～
北見	令和元年10月4日（金） 14：00～15：30	北見市民会館 1号会議室	受付13：30～
札幌	令和元年10月7日（月） 13：30～15：00	かでの2・7 かでのホール	受付13：00～
釧路	令和元年10月9日（水） 14：30～16：00	釧路観光国際交流センター 3階研修室	受付14：00～
帯広	令和元年10月10日（木） 14：00～15：30	帯広経済センタービル 6階大会議室	受付13：30～

7 意見募集結果の公表時期

提出された意見については、意見に対する考え方と共に令和元年（2019年）12月下旬頃を目処に「道民意見提出手続の意見募集結果」を公表します。

なお、意見募集の結果の公表は「3 計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。

8 その他

- (1) 意見の提出に当たっては、日本語をお願いします。
- (2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名（団体の名称）を記載してください。
なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所（市町村名のみ）を公表することがあります。
- (3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
- (4) 電子メールによる意見の提出は、ファイル形式をテキスト形式とし、添付ファイルによる提出はご遠慮願います。
- (5) 説明会での意見は、当課において文書化して、郵便等で提出された意見と同様に取り扱います。
- (6) 意見受付後、約3日（土曜・日曜日、休日を除く）以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、連絡がない場合は、電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。
なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵送等により行います。

問い合わせ先

保健福祉部健康安全局地域保健課健康づくりグループ

電話 011-204-5767